

呉市手話言語条例（解説付き）

(前文)

手話言語は、音声言語（文字を含む。）である日本語とは異なり、手の形、位置、動きに加えて表情や強弱などを用いて視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語であり、ろう者が物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で、必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきた。

かつて手話は言語として認められず、ろう教育において口話法が推進されるなど、手話を使用することに多くの制約があり、長年にわたり手話は言語として社会的に認知されていなかった。このように、ろう者が自由に手話を使用できる環境が整えられず、そのため十分な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。また、聞こえる人も、ろう者について理解する機会が少なく、互いを十分に分かり合える環境になかった。

このような状況の中で、平成18年に国際連合総会で採択され、平成26年2月に我が国について効力が生じた「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられたものの、いまだに言語としての手話への理解が十分であるとはいえない状況にある。そのため、市民等及び事業者が、手話が言語であることを認識し、手話及びろう者に対する理解を深めることが必要である。

私たち呉市民は、言語として認められなかった手話の歴史を踏まえて、手話が言語であることを認識し、手話を普及し、ろう者への理解を広げ、また、手話を必要とする者が安心して暮らし、誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

<解説>

前文では、条例制定の背景や目的、制定理由などを説明しています。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準を示しています。

手話言語は、ろう者が物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で、必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきました。

しかしながら、手の形、位置、動きに加えて表情や強弱などを用いて視覚的に表現する独自の文法体系を持つ手話は、言語として認められず、手話を使用することに多くの制約があるなど、長年にわたり社会的に認知されず、ろう者にとっては、多

くの不便や不安を感じながらの生活となっていました。

その後、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話が言語であると位置付けられたものの、いまだに言語としての手話への理解は十分ではありません。

ろう者が長年にわたり手話が言語として認められなかった歴史を踏まえて、手話が言語であることを認識し、手話を普及し、ろう者への理解を広げるとともに、手話を必要とする者が安心して暮らし、誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができる共生社会の実現を目指していくという、本市の基本姿勢を示しています。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が聴覚の有無により分け隔てられることなく、誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができる共生社会を実現することを目的とする。

<解説>

この条は、一見して条例の内容を理解・推測をすることができるよう、条例の立法目的を簡潔に説明しています。

この条例は、手話が言語であることを認識した上で、手話に対する理解及び手話の普及、並びに手話を使いやすい環境の整備を促進するための、本市の基本的な方向性や姿勢（基本理念）を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明確にし、広く市民等に示すこととする、いわゆる理念条例と位置付けられるものです。

この条例に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が聴覚の有無により分け隔てられることなく、誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができる共生社会を実現するという条例制定の目的を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

<解説>

この条は、条例の中で用いている用語の意義を定めています。

- (1) 「ろう者」は、日常生活や社会生活を送る上で、手話を用いている聴覚障害者のことをいいます。
- (2) 「市民等」は、障害のある、ないにかかわらず、また市内居住者だけでなく、市外から通勤や通学をする者も、この条例の対象としています。
- (3) 「事業者」は、市内で事業を営む個人又は法人だけでなく、ボランティア活動を行う団体なども含まれます。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が市民等と手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利が尊重されること。
- (2) ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加できること。

<解説>

この条は、条例の目的を実現するための基本的な理念、考え方について規定しています。

手話に対する理解と手話を広く使用できるようにするための取組における基本的な事項として、次の2点を示しています。

- (1) 音声言語と同じように、ろう者が手話を言語として使う権利があることを認め、その権利が尊重されることとしています。
- (2) ろう者が、市民等及び事業者の手話への理解を通じて、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加できることとしています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を推進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

<解説>

この条は、市の責務を規定しています。

市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について、総合的かつ計画的に推進します。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話及びろう者に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

この条は、市民等が担う役割を規定しています。

市民等は、基本理念にのっとり、手話及びろう者への理解を深めるよう努めるとともに、手話及びろう者に関する市の施策に協力するよう努めることとしています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話及びろう者に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用し、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、ろう者が働きやすい環境の整備について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

<解説>

この条は、事業者が担う役割を規定しています。

第1項では、事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者への理解を深めるよう努めるとともに、手話及びろう者に関する市の施策に協力するよう努めることとしています。

また、第2項では、事業者が事業を行う際は、手話をコミュニケーション手段として活用するなど、意思疎通の支援等により、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、働きやすい環境の整備について、事前の配慮を含めた合理的な配慮を行うよう努めることとしています。

なお、これまで、合理的配慮の義務付けは国や地方公共団体のみで、民間事業者には努力義務となっていましたが、民間事業者にも合理的配慮を義務付けるよう令和3年6月に障害者差別解消法が一部改正され、民間事業者も配慮提供が求められることとなります（改正法は公布日（令和3年6月4日）から起算して3年以内に施行されることとされています。）。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (3) 聴覚障害児の手話の獲得に関する施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、その進捗の状況把握に努め、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

<解説>

この条は、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備をしていくために、基本理念にのっとり、市が取り組む施策の基本方針について、第1項で規定しています。

(1) ろう者が手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むには、その前提として、手話により他人と意思疎通を図ることができるようにする環境を整備する必要があることから、市民等及び事業者が手話に触れ、手話を理解し、手話を学習する機会を確保するための施策を講じるものとします。

また、事業者がろう者に対しサービスを提供するときや、ろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して配慮することができるようにするため、一定の取組が求められますが、事業者には大小様々な形態があり、事業者における手話の普及の取組を広げていくためには、市が積極的に支援を行っていくことが重要であることから、事業者への支援のための施策を講じるよう努めるものとします。

(2) ろう者が日常生活において、手話による情報の取得、意思表示、他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じる拠点の機能の構築その他必要な措置を講じるなど、手話を使いやすい環境づくりに努めるものとします。

(3) 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児」といいます。）が、手話の獲得（手話を第一言語として使用

することができるようになることをいいます。※) のため、幼児期から手話の教育を受けることができるための環境整備に努めることとします。

また、聴覚障害児の保護者が子どもと円滑に意思疎通を図るためには、保護者が手話を学習することも重要であることから、聴覚障害児の保護者に対する学習の機会を確保することなどの必要な措置も講じるよう努めるものとします。

※言語学の領域において、人が特定の言語を使用することができるようになることを「言語獲得」といい、特に、幼児期に行われる第一言語の獲得のことを指すとされています。手話も言語であり、その習得については、音声言語と同様に考えられることから、手話を第一言語として使用することができるようになることについて「手話の獲得」と呼ばれています。

(4) 上記(1)から(3)までの施策以外にも、必要と認められる施策は行うこととします。

なお、第2項では、第1項で掲げた施策を推進するに当たり、その進捗状況を把握し、必要に応じて施策を見直していくこととしています。

(意見の聴取)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策に関し、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。

<解説>

この条は、手話が言語であることの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を推進するための施策を効果的に進めていくためには、ろう者が実際に困っていることや求めていること等を把握した上で、実効的な施策の実現に結びつけていくことが重要であることから、これらの課題の解決に向け、ろう者や障害者団体などの関係者から広く意見を聴取するための機会を設け、施策に反映させていくよう努めることを規定しています。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<解説>

この条は、この条例を施行するに当たり、各種施策を推進していく上で必要となる事項については、市長が別に定めることとするものです。